

図 書 館 学 論 考

杉 山 卓 世

〔I〕

図書館学というのは、広義には、「図書館に関する理論並びに技術に関する総和を系統的に秩序立てたもの」としている。狭義には「図書資料の整理と管理とその研究を意味する」。

これはドイツのマイヤ辞典 (Meyers Grosses Konversationslexikon. Lpz) によったものであるが、各国とも大体同じような定義づけをしている、アメリカでは大学字典 (American College Dictionary N. Y. 1948) によると「図書館学とは、良く組織せられた図書館業務に対して用いられる知識と技術の総合体である」としている。

図書館というものの本質が時代の推移と共に変化発展し、社会活動のうちに定型化されてくると、これに関する経験的な知識技能の集積が組織化せられ、体系化せられて、ここに図書館学が形成せられる。

図書館に関する研究を図書館学として最初に提起したのは、ドイツである。即ち、ドイツのミュンヘンの宮廷図書館司書マーチン・シュレットィンガー Martin Schrettinger(1772-1851)が「収集した図書から有用な図書館をつくるため」という目的で、1807年に、*Versuch eines Vollständigent Lehrbuches der Bibliotheks Wissenschaft* を著述した。その *Bibliotheks Wissenschaft* (図書館学) という言葉がはじめて使用せられた。その書物の内容は、図書館管理の実際的な組織的な知識を整理したものである。

ドイツの図書館学は、その後、遂次、洗練せられて展開し、1840年に、機関誌 *Biblio-thekszeit-schrift* が創刊せられた。1887年には、ゲッチンゲン大学に図書館員養成を目的とする図書館学講座が開設せられたので

ある。

当時、ドイツにおける図書館学の体系は、次の通りである。

図書館学 Bibliothekswissenschaft

A. Bibliothekslehre

a. Einrichtungskunde

1. 計画
2. 備品（整備，配置）
3. 目録
4. 補助業務

b. Verwaltungskunde

1. 歳費
2. 内部管理，維持，新規収入
3. 人事庶務，館員の養成と業務
4. 館外活動，規則

B. Bibliothekskunde

1. 文学概論，図書館の種別
2. 官公立図書館の歴史及び統計
3. 私立図書館の歴史及び統計
4. 図書館人及び公私文庫創設者の伝記

図書館学とは、図書館の本質に関する科学的ならびに技術的知識の総和を系統的に秩序立てたものとし、更に、整理と管理との二つの部分に分れるものとする。

ドイツ法規の中、1928年に制定せられた、「学術図書館員の採用，教育および検定に関する規程」が、ドイツにおける図書館研修の基準となった、その目的、内容は次の通りである。

1. Bibliothekslehre

- (1) 受入関係
- (2) 目録
- (3) 運用関係

- (4) 特殊部門
- (5) 狭義の管理

2. Bibliothekskunde

一般言語史。図書彩色史。文学発達史。挿図の歴史と技術。教育史。印刷史。科学体系。出版史。ラテン古文書。図書館法規。手稿本および伝説史。

書誌学史とその理論。

製本史とその技術。

図書館史。

イギリスでは、1898年以来、英国図書館協会が施行する英国図書館員資格認定試験が、国家的試験として、高く評価されている。また、同協会は、毎年夏期図書館学講習を開催している。その資格認定試験の実施課目を通して、イギリス図書館学の内容を理解することができる。

資格認定試験は三段階に区分されている。

1. 初歩試験 Entrance Examination

大学卒業生以外の受験者に対して実施せられる。

その課目は次のようである。

- (1) 管理法 organization and methods.
- (2) 分類と目録 classification and cataloging
- (3) 参考資料 Reference materials
- (4) 論文 Essay

2. 中間試験 Registration Examination

専門的技能の理論と実際についての各科目筆記試験が課される。

- (A) {
 - (1) 分類 Classification
 - (2) 目録 Cataloging
 - (3) 分類, 目録の実際
- (B) {
 - (4) 書誌学 Bibliography and documentary reproduction
 - (5) 参考事務 Assistance to readers

(C) (6) 管理法 Organization and Administration

(D) (7) 特殊主題文献 Literature of a special subject

3. 最終試験 Final Examination

中間試験合格者であって、3年間実務に就いた後、受験資格があたえられる。

第一部 英文学史，全般的に互るものと，各時代に関するものの中から一問を選ぶ。

第二部 書誌と図書選択に関するもの，

第三部 図書館の組織と管理法

一ツは基本的事項について，他の一ツは，公共図書館，学校図書館，大学図書館，特殊図書館のうち一を選んで論述する。

第四部 古文書学，歴史書誌

イギリスにおいては，図書館学は即ち，図書館職員資格試験課目であるといえることができる，図書館学は一般的な学問ではなくて，図書館職員が職能として習得せられなければならない技術であるといえることができる。

フランスでは，パリ大学の中に併置せられている国立記録館 (Archives nationales) が図書館職員養成の最高機関であり，1821年以來の歴史をもっている。

ここで実施せられている講義課目をみることによって，図書館学の内容を知ることができる。

1. 図書の技術とその歴史
2. 一般書誌および歴史書誌
3. 法律書誌
4. 自然科学書誌
5. 図書購入
6. 目録作成法
7. 図書の分類，保管および運用
8. 図書館組織，外国図書館

9. 各種図書館(市立, 大学, 公共, 外国古文書)

これによると, フランスにおいても, 図書館学は, 図書館実務者を中心とした図書館運営と, 図書資料処理技術を主体として構成せられている。

アメリカでは, 1879年にメルヴィル, デュエー Melvil Dewey が図書館職員の養成教育制度 Apprenticeship of Librarian の設置を提案しているが, 1883年彼がコロンビア大学に図書館長として着任してから, 宿願である図書館学校の創立に腐心し, 1887年に, 図書館学校 The school of library economy として開校した。

これがアメリカにおける図書館職員の養成教育制度を目的とした図書館学校の嚆矢である。

ここでは, 図書館経営上の諸事項を網羅する図書館学という一般的名称をあたえるに足る講義の基礎が整備せられた。

その後アメリカ国内各地に, 図書館学校が設置せられたが, その内容は, 区々で差等が甚しかったので1923年アメリカ図書館協会 A. L. A. (American Library Association) は, 臨時図書館教育局を設置して図書館全般に対する標準および公認方法を制定した。

アメリカ図書館学校基準科目 (1927)

〔A〕 必須科目

1. 図書選択とその諸問題
2. 児童文学
3. 参考および書誌
4. 目録法, 分類法, 件名, 標目
5. 図書館史および管理法
6. 演習および視察
7. 専門職としての図書館

〔B〕 選択科目

1. 目録法, 分類法, その他大学および学術図書館の目録法
2. 演習および視察

3. 前述諸科目の専攻
4. 児童文学
5. お話の仕方
6. 中(小)公共図書館, 学校図書館, 特殊図書館, 大学図書館
7. 図書館延長事業

ロシア, ソ連邦の図書館学は, 多少性格を異にしている。

モスクー全ソ連邦レーニン記念図書館において, 図書館職員養成の必要を認め, 同館内に, 1913年, 政府の承認の下に, 図書館学講座が設置せられた。

ソ連邦の図書館職員教育は, 広い教養の上に, 図書館管理と, 図書とその取扱法に精通する外に, マルクス, レーニン主義学説の根本を把握せしめることにある。

ソ連邦の図書館学も, その基礎理念において, これと同調するものである。

1918年, その政治思想普及のための機関として図書館を活用する目的で, 全国各地の公共図書館に図書館学校を併設した。

その修学期間は3箇年である。

その科目を列挙とすると, 次の通りである。

科 目	第1学年	第2学年	第3学年	時間総数
歴 史	100	135	72	307
政 治 経 済	—	—	111	111
レ ー ニ ン 主 義	—	—	82	82
地 理	113	88	—	201
ロ シ ア 語	180	75	64	319
文 学	100	124	100	324
数 学	170	100	163	433
物 理	151	94	—	245
化 学	115	—	—	115
自 然 科 学 史	119	112	—	231
外 国 語	55	61	88	204
科 学 文 化	58	217	39	314

書誌及図書構成	—	174	126	300
一定の計画による図書館の組織と活動	32	63	50	145
図書分類と目録の設定	95	85	60	240
写真複製技術	52	—	—	52
製本	—	52	—	52
児童に対する奉仕	—	—	100	100
実務演習	100	100	200	400
講義及報告の形式と方法	—	65	185	250
総時間数				4,425

(註)

ソ連の図書館学教育は、世界で最も長い年月をかけていること、修学と実務研修の全期間を通じて、学生に一定の給与があることが異っている。

ソ連邦の図書館学が当面している課題は次の通りであると報ぜられている。

- (1) ソ連邦における図書館建設の基礎原理の研究
- (2) ソ連邦図書館活動の経験の研究と理論的一般化
- (3) ソ連邦図書館制度のブルジョア諸国のそれに比しての優越点の証明と、ブルジョア諸国図書館学の反動的本質の暴露
- (4) 図書館学の領域でのロシア人の活動の優秀性の解明

日本の図書館についてみると、明治のはじめに、福沢諭吉が「西洋事情」を著述して、その中に、西洋の主要国立図書館を紹介した。

爾来、明治政府は、図書館学研究者を欧米に派遣して、図書館の専門的普及に努力した、東京大学では、大正7年に図書館学講座を開設している。

昭和11年に、小野則秋氏が「図書館学の可能と限界について」と題し論文を提示した。その図書館学の概要は、次の通りである。

(図書館学)

〔A〕 原理論

- a. 図書館史
- b. 図書館教育

〔B〕 方法論

- a. 図書館整理法
 - (a) 撰択法
 - (b) 分類法
 - (c) 目録法
 - (d) 保存法
 - 1. 排列法
 - 2. 製本法
- b. 図書館利用法
 - (a) 閲覧
 - 1. 館内
 - 2. 館外
 - (b) 読書指導

〔C〕 行政論

- a. 図書館法規
- b. 図書館管理法
 - (a) 組織
 - 1. 種類
 - 2. 職員
 - 3. 経費
 - (b) 図書館建築
 - 1. 敷地
 - 2. 建物
 - 3. 設備
 - (c) 図書館統計
 - (d) 図書館連絡
 - (e) 図書館学校

- c. 図書館運動
 - (a) 図書館附帯事業
 - (b) 図書館活動

〔D〕 補助科学

- a. 社会学
- b. 教育学
- c. 論理学
- d. 書誌学
- e. その他

この論文は、図書館研究第11巻第3号に掲載されている。欧米における図書館職員教育又は任用試験課目を関連的に排列したものである。ここでは、ヨーロッパで執着している書誌学が補助科目になっていること、図書館史が原理論にくみ入れられていることが、特徴といえる。

戦後、占領軍総司令部 G. H. Q. の仲介によって、アメリカの図書館関係学者が来訪、慶応塾大学内に日本図書館学校を開校指導した。

昭和29年、大学基準協会の決定した図書館教育基準によると、図書館学の内容は次の通りである。

A 専攻科目

1. 基礎部門

- 図書館学概論
- コミュニケーションと図書館
- 青少年と図書館
- 図書館史

2. 資料部門

- 図書選択法
- 調査及び書誌的資料
- 視聴覚資料

3. 整理部門

- 図書目録法

図書分類法

4. 管理部門

図書館組織 経営

図書館施設 建築

図書館対外活動

B 関連科目

人文，自然，それぞれの科学の諸科目選択を設定することになっている。

図書館の機能は，時代の経過と共に変化している。従来の図書館の機能は，資料の保存を主体としていた，すなわち，資料の収集，文献的価値の認識，書誌的特性の記述，整理保管など資料整理に重点がおかれていた。それに対して，近代図書館（主に公共図書館）は，奉仕を主旨としている（奉仕から演繹せられる教育をふくむ）。そこでは，収集する資料の内容，思想の伝達，教育的利用などに主体をおいている。

アメリカ図書館協会（A. L. A.）が1943年に図書館の機能として，あげているのは，次の点である。

- (1) 教育
- (2) 情報提供
- (3) 美的観察
- (4) 調査研究
- (5) レクリエーション

図書館機能の変化とともに，図書館職員の職務態勢も亦変化しなければならない。従来資料の分類整理を主要な用務としていた館内用務から，利用を主体とした部面（たとえば館外活動など）に用務の重心が展開した。

図書館の機能の転換と共に，図書館施設，図書館資料内容は，それに適応するように，改革せられる，図書館利用者もまた時代と共に大きく推移する，従って，その間に処する図書館職員は，これに応接できる技術と能力とを培養しなければならない，そのために絶えず努力し研学を必要とする。

図書館学校の科目の整備充実をますます必要とならしめる所以である。

図書館学について、各国の実態をたどってみると、学問としての本質的体系としては、組み立てられないで、職業訓練所にみられるような技能を中心とした実技的なものとなっていることが指摘できる。

デリー大学教授 印度図書館協会会長ランガナータン S. R. Ranganathan は、1931年に「図書館に関する五原則」The five laws of Library Science を提唱した、それによると、次のようである。

第一 The first law

本は利用するためのものである。

図書館の技術と実務は、この概念で包括せられ、あらゆる図書館の業務は、利用者のためになすのであって、特権階級のためではなく、大衆のために解放されなければならない、大衆は利用者であるからである。

第二 The second law

本はすべての人のために存在する。

資料は、少数者、一部特権階級のためにあるのではなくて大衆のためにある。専門図書館、研究図書館だけでなく、児童、農村、婦人、盲人、病院、刑務所などのあらゆる種類の図書館が必要である。

第三 The third law

すべての本を読者に。

このために、図書選択、開架制、目録の完備、レファレンス、館外活動、館報の発行、広報宣伝など、すべての業務、サービスは、一に読者のためになすべきである。法規、管理、運営すべての読者優先主義に立たねばならない。

第四 The fourth law

読者の時間を節約せよ。

読者が本を利用するために、時間を空費させてはならない。利用の必要がある時には、早い速度を以て提供することが必要である。このためには、書架の編成、目録記入の改善、書庫案内、書誌レファレンスのスピード化、建築の改善などが必要である。

第五 The fifth law

図書館は成長する組織体である。

図書館は、有機的な組織体であるから生きているものである。従って、規模は成長しなければならない。資料生産も拡大する、これに対応して、目録室拡大、分類法の適応がなされねばならぬ、建築計画の適応進捗、職員の増大、利用者の増加がある。図書館は、時代と共に、生々発展する力をもっている。

ランガーナタンは、昭和26年1月、印度図書館協会第9回大会へ、日本代表派遣を要請した日本政府宛の書翰の中で、次のような言葉をのべている。

「この3年間、私は図書館問題を協議した多くの国際会議に出席せねばなりませんでした。その際、私は国際という言葉が、ヨーロッパとアメリカとだけの意味しか持たないような不本意な傾向を発見いたしました。」

篤信具眼の士、インド人ランガナータンの心中を知ることができる。

図書館の五原則は、国民の教育水準が高く略々均一の状態にある国においては、妥当する主張であると考えられるけれども、インドの如くに、各種民族混雑し、言語、風俗交雑して、教育普及の徹底を欠く地域にあっては如何、図書館学以前に、なすべきことが、あるのではないか。

図書館は大衆のものであると呼号してみても、肝心の大衆の中に何等の反応もおこらないならば、これは図書館関係者の為にせんとする嘘号にすぎないことになる。

図書館が図書館関係者の言うように、大衆を土台としているものであるかどうか。

現実の姿として、図書館は大衆の知識取得の選択手段であるけれども、大衆の生活の中にあるものではない、大衆の欲求にもとづいて生れたものではないからである。

近代社会にあって、図書館の存立が、資料と、その利用者とを結合する媒介の主体としての役割をもつものであるとするならば、図書館現象の中樞をなす要素、すなわち施設、資料、利用者をとらえ、これを分析し、また相互に連結し、組織し体系化したものが図書館学の本質的内容であると考えることができる。

図書館現象の此の三要素についてみると、

(a) 図書館施設

- (1) 図書館資料貯蔵保管の場である。
- (2) 図書館資料整理の場である。
- (3) 図書館資料利用の場である。

図書館施設は、受け入れた図書館資料を永久に収納保持管理する場所である。従って、その建物構造は、その目的に適合するものでなければならない。

さらに、図書館資料が効果的に、利用せられるために、分類目録整理が適正になされていなければならない。そのための理論的科学的合理化が如何に具体化せられているかということは、重要な懸題である。

また、適格迅速に利用できるように、資料の配置、閲覧構造が利用者に妥当していなければならない。(例えば、机の高さ、腰掛の寸法、照合の度合、資料の出納など。)

図書館施設は、これらの期待を満足できる条件を論理的に充たしていなければならない。

(b) 図書館資料

- (1) 図書館資料の価値
- (2) 図書館資料利用の秩序

図書館資料は、図書館一般の外に、特種資料例えば稀観書、古文書、視聴覚資料など種々雑多である。従って、図書館資料は、その図書館の設立目的に適合したものが収集せられるのが本義である。例えば、人文関係を主体とした図書館は、自然科学関係資料を必要とする

ことが少ないし、同じ人文関係であっても、対象目的によって資料の範囲は、自ら限定せられることになる。収集せられねばならない資料の価値が、その図書館の性格によって異なるという大きな事由である。収集せられた資料は、これが利用しやすいように、一定の秩序を以て排架せられる。

即ち、図書館資料の構成が、その図書館の設立目的を満足するようなものではなければならない。そのために、その資料構成の基礎となる目的の合理性が追求せられ明らかにせられなければならない。

(c) 利用者

ランガナータンは、図書館は、大衆のために解放せられねばならないと言ったのであるが、そこに対象とせられている大衆というものは何か、その大衆というものは、常に図書館に関心をもつものであるか。

図書館運動が広く与論の中に育っていかないで、行政施策のうちに伴食して、常に社会政策の連れ子の行政権の影にかくれて普及せられてきたことを考えなければならない。大衆のために、というスローガンが掲げられるけれども、図書館そのものが大衆の中から切実な欲求として、たたかわれたことはない。ここに図書館の学論として内包する弱さがあるということが出来る。

現実の図書館は、決して、大衆の希求によって出来たものではない。大衆の偶像でもない。大衆に藉口した社会政策学徒の演出である。

図書館は利用者のためにある。その利用者は、大衆の中に特定の人達であることに留意しなければならない。

人類が劫初より蓄積してきた文化遺産が富貴権門の一部の個人に専属すべきものでないことは、もとより何人もよく理解するところであるがそれらの文化遺産に親しく接触し、新しくその堂奥にいたらんとする篤信具眼の士は、自ら限定せられる。

本質的には、図書館利用者とは、これら篤信の人達であって、図書

館資料は、これに関心をもっているこの人達にのみ公開せられる価値をもつものである。格別、関心をもたない大衆に媚を売るようにして、その利用をもとめる必要はない。従って、今日、公共図書館の標識とする無差別、無制限公開主義は再検討せらるべき十分な理由をもつものである。

特に、印度の大衆のように、大衆自体に種々の階層があり、国民教育の浸透が不十分な地域にあっては、図書館の運営は一層考えなければならぬ。

従って、利用者は常に二ツに種別して考えることが妥当である。

① 特定利用者

図書館資料を通して、自己の研究意図を伸長充実せんとするものをいう。

② 一般利用者

図書館資料を、単に自己の余暇解消にあてんとして利用せんとするものをいう。

この区別は、厳正になされなければならない。近代図書館の意義と性格とは、概ね後者——一般利用者を対象としている。

特定利用者は、常に思考し、常に行動して、百里の道を遠しとせずして、図書館を積極的に訪問し、利用する人達である。

一般利用者は、恣意的な、衝動的なものであって「図書館がそこにあるから」利用しようとする類の人達である。これらの人達による図書館利用の効率的な距離範囲は図書館を中心として 1 km～2 km であるとせられている。

近代図書館の意図するところも亦、この一般利用者の意欲的な利用を期待しているものである。従って、近代図書館が一般大衆にアピールするものは、単に、豊富多彩な資料、十全な職員サービスということだけではない。施設そのものがもつ内容、雰囲気のあるさ、豊かさ、おちつきなど図書館の装備自体が、大衆利用者を「もう一度訪ねてみよう」という心を引きおこさせる大きな誘因となるものである。

ことを指摘しなければならない。

図書館の利用拡大を主題とする図書館運営の中の対外活動は、すべて、この一点に集約せられている。すなわち、図書館施設とその資料とを利用した展示会、読書会、研究会など。また、図書館施設を手段とする講演会、映画会、音楽会などである。更に、これらの図書館活動が媒体となって、PTA運動、児童教化運動などに図書館資料が援用せられ図書館利用拡大の機能をはたすことになる。

図書館利用の最も機動的体系的なものは、巡回文庫、自動車文庫である。一種の移動図書館である。これらの文庫活動は、すべて図書館の手持資料を活用するものであるが、遠隔な僻遠の地域に、未利用者を対象とする読者層を開発し、読書集団を設定し、図書館利用を具体的に「点から面え」と拡大する気運を醸成せんとする有力な機動力となっている。

図書館の運営利用について、特に、利用者を抽出しようとするのは、図書館における図書資料が単に貯蔵せられることを以て、価値をもつのではなくて、如何に利用せられるかということによってその評価価値が認められるからである。

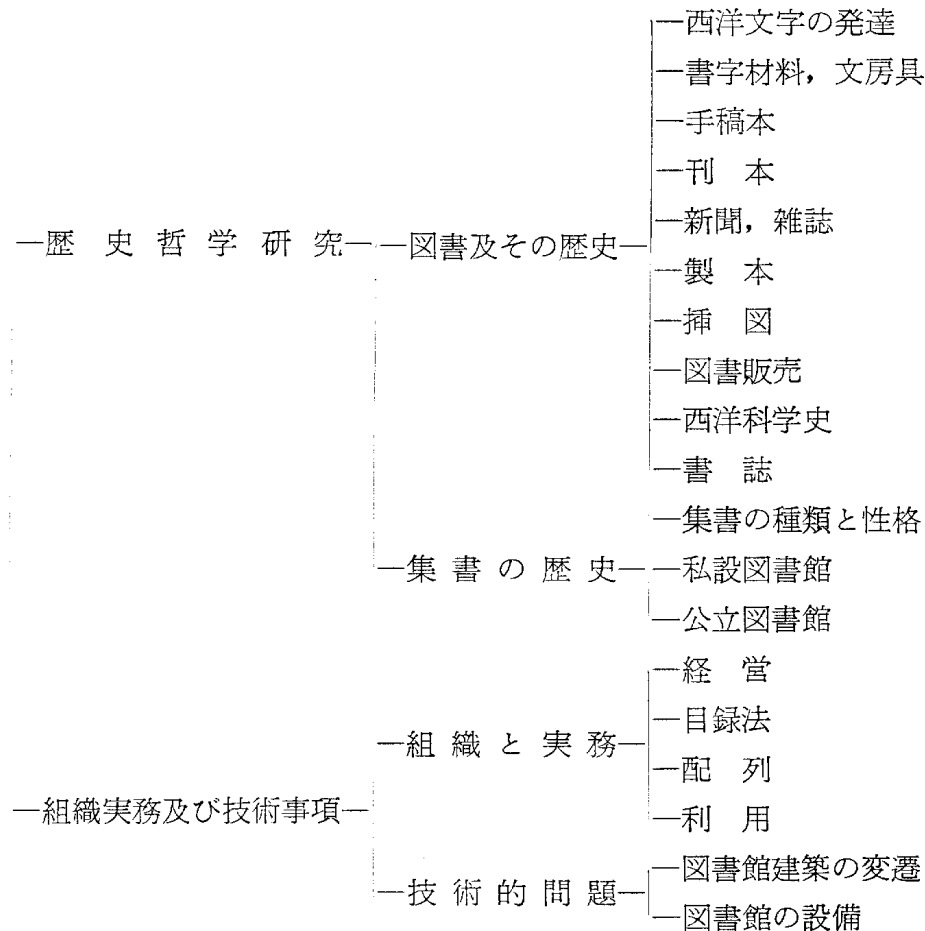
図書館というものは、社会政策として、まづ大衆の間に施設せられ、その後で、利用者が、これを利用するという仕組みになっている。大衆の欲求があって、大衆がたたかいとって出来あがったものとは全く異なる。このことは、何れの国においても、その図書館史が「すべて同一の形態をたどってきている」ということを、ものがたっていることによって明らかである。

〔Ⅲ〕

図書館学について、各国の内容分析を試みたのであるが、図書館学として、とりあげられたものは、概ね、図書館職員養成のための図書館知識技術の配列である。それは、図書館管理経営であり図書館職員技能訓練である。

ドイツのミュンヘン大学教授キルヒナー Kirchner が1951年「図書館学」を著して「図書館学の組織体系」を表示したものが今日代表的なものとせられている。

(Kirchner 図書館学)



この表によってみると

これらの排列せられた科目は、技術的、事務的に関連があるにすぎないのであって、お互に全く異質なものもあり、科目と科目との間には、内面的な必然性をもつ紐帯がない。

これら異質雑多のものを、歴史的哲学的研究と実務および技術的事項の二つの概念に包括して、それが図書館学を構成するものとしている。

日本の大学基準協会の決定による図書館学教育基準では、次のように定めている。

(図書館学教育基準)

一 目 的

図書館学教育は、あらゆる図書館の機能達成及び活動に対し必要適切な学術を教授研究し、併せて社会の進展に資するための応用能力を展開せしめることを目的とする。

二 授業科目及び単位数

1. 専門科目

イ. 専攻科目はこれを左の四部門に分ける

(一) 基礎部門 六単位以上

(図書館学概論, コミュニケーションと図書館, 青少年と図書館, 図書館史等)

(二) 資料部門 八単位以上

(図書選択法, 調査及び書誌的資料, 読書とその資料, 視聴覚資料等)

(三) 整理部門 八単位以上

(図書目録法, 図書分類法等)

(四) 管理部門 六単位以上

(図書館組織・経営・図書館施設・建築・図書館対外活動等)

ロ. 関連科目は、広く人文・社会・自然・応用科学の諸科目から選択して設定する。

2. 専攻科目は、各部門を通じて合計三十八単位以上履修しなければならない。

3. 実習、演習は、必ず行うものとする。

三 専攻科目担当の専任教員

最少限四名を置く。その他適当数の助手を置くものとする。

四 施設

授業、研究、実習に不可欠の専用図書室（児童、青少年用の集書を含む）を完備し、学内外の協力図書館と相待って、専門教育の効果を促進するよう運営するものとする。その他必要な展示材料、視聴覚器材、整理作業用器材等を備えるものとする。

（註）本基準は図書館学科に於ける教育を対象とするものである。

これらの図書館学の教育対象とせられている科目は、図書館職員養成を目標とする技術訓練を主体としている。従って、この基準の含む内容は、学問の体系ではない。体系となるべき必然的な相関の原理がないのである。

一般に、いわゆる従来の図書館学は、図書館を客体とする図書館の経営管理その運営に必要な知識と技術とを集大成したものにはすぎない。

図書館の本質を究明するいわゆる図書館学ではないといわなければならない。

世上、一般に図書館学と指称するものは、図書館の実践活動を指導する方法論であって図書館学そのものではない。